

児童扶養手当の減額の付帯決議の実施促進を求める意見書

日本における貧困率は、母子二人世帯で 31.8%、幼児を含む二人世帯で 38.1%に上るとされています。

母子世帯の貧困は、子供二人の夫婦共働き世帯の平均実収入 620,878 円 / 月に対して、子供一人の母子世帯の平均実収入 217,363 円 / 月は前者の 35%しかないという数字にも表れています。(総務省「全国消費実態調査」1999 年)

日本のシングルマザーの 83%が働いているにもかかわらず 2006 年版 O E C D 対日経済審査報告書においても「日本では無職のひとり親よりも就労中のひとり親における貧困率の方が高い」と指摘されるように、多くのシングルマザーがいわゆるワーキングプアの状態に置かれています。

2002 年の母子寡婦福祉法の改正によって児童扶養手当を 5 年間以上受給してきた世帯は、2008 年からは最大半額を減額されることが定められました。その代わり政府は「就労支援策の充実」によって所得を確保する策を打ち出していますが、上述のようにシングルマザーの就労率は既に非常に高く、職業能力の向上を図ろうとしても子育てと仕事に追われて学習に割く時間がないなどの問題点が指摘されています。

以上の趣旨から母子世帯の厳しい生活実態を把握し、その改善を進め、命と暮らしを守るために、下記の事項を要望するものであります。

記

- 1 児童扶養手当の減額を再検討すること。
- 2 減額の付帯項目にある自宅の確保、職業の安定と斡旋・確保、子供の保育の確保の実施を促進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 19 年 9 月 28 日

名取市議会議長 大友 廣 嗣

内閣総理大臣 殿
衆議院議長 殿
参議院議長 殿
厚生労働大臣 殿
財務大臣 殿